

平成30年第2回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 平成30年12月 3日 (月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成30年12月25日 (火) 14時33分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成30年12月25日 (火) 15時43分宣告
5. 出席議員

1番 松 新 俊 典	8番 池 田 賢 治
2番 並 河 孝 成	9番 安 部 大 助
3番 西 尾 幸太郎	10番 平 田 文 夫
4番 中 濱 堯 介	11番 吉 田 雅 紀
5番 柏 原 広 行	13番 米 澤 壽 重
6番 村 上 三三郎	14番 井 尻 義 教
7番 高 松 照 佳	
6. 欠席議員
12番 中 島 謙 二
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉	事務局 長 野 津 信 吾
副広域連合長 升 谷 健	介護保険課長 藤 野 則 子
同 平 木 伴 佳	隠岐島前病院事務部長 天 草 巧
同 大 江 和 彦	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 高 宮 克 彦	同 総務課長 齋 賀 光 成
同 川 崎 康 久	同 医事課長 山 崎 章
	消 防 長 久 永 吉 人
	同 次 長 藤 田 正 峯
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美
9. 会議録署名議員
11番 吉 田 雅 紀 13番 米 澤 壽 重
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 該当なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(1) 広域連合長提出議案の題目
議第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議第33号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第3号)

議第 34 号 平成 30 年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 35 号 平成 30 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 36 号 平成 30 年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）

13. 選挙の経過 該当なし
14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
15. 常任委員会委員の選任 該当なし
16. 議会運営委員会委員の選任 該当なし
17. 傍聴者 1 名

議 事

《議長あいさつ》

○議長（井尻 義教）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成 30 年第 2 回臨時会が招集されたところであります。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本臨時会には、条例の一部改正案件 1 件、補正予算案件 4 件を含めた 5 案件の上程が予定されております。

議員各位には慎重審議をいただきまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いいたし開会のご挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成 30 年第 2 回 隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。
(開会宣告 1 4 時 3 3 分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 1 4 時 3 3 分)

本日議員の出席は、出席 13 名、欠席 1 名であります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、11番：吉田 雅紀議員、13番：米澤 寿重議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月25日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日12月25日の1日間と決定いたしました。

日程第3「議案上程」の件を議題といたします。

議第32号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、
議第36号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第3号) までの5案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、5案件につきまして、提出者から、提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

平成30年第2回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第2回議会臨時会を招集させていただきましたが、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

寒さが一段と増してまいりましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、広域連合長の職に就任させていただき、2年が経過いたしました。

初心を忘れず、隠岐広域連合の発展、また隠岐島民の方々が安心して暮らせるため、医療、航路、防災、更には保健福祉等々の充実強化に努めてまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出させていただきました、議第32号「職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例」から議第 36 号「平成 30 年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」までの 5 案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書 1 ページをお願いいたします。

議第 32 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

平成 30 年度の人事院勧告により、国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、国に準じて月例給を平均で 0.2% 引き上げ、勤勉手当の支給率及び宿日直手当の限度額を一部改正するものであります。

施行日は、公布の日から施行し、月例給、勤勉手当支給率及び宿日直手当の限度額に関する改正は平成 30 年 4 月 1 日から適用するものであります。また、期末手当、勤勉手当の支給割合の配分に関する改正の施行日は平成 31 年 4 月 1 日とするものであります。

次に議案書 20 ページをお願いいたします。

議第 33 号「平成 30 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、人事院勧告等に伴う人件費の増分 45 万 9 千円及び産前休暇取得職員の代替臨時職員人件費 41 万円と、超高速船・フェリー管理費において隠岐航路振興協議会設置に伴う報酬、旅費の増分で 22 万円、合計 108 万 9 千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 108 万 9 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 8,656 万 8 千円とするものであります。

次に議案書 22 ページをお願いいたします。

議第 34 号「平成 30 年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告に伴う人件費、合計 19 万 3 千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 19 万 3 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34 億 6,850 万 2 千円とするものであります。

次に議案書 24 ページをお願いいたします。

議第 35 号「平成 30 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出で病院事業費用を増額するもので、第 1 項の医業費用は、人事院勧告に伴う給与費、合計 540 万円を増額するものであ

ります。

補正予算第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、補正予算第 2 条と同様に給与費を増額するものであります。

次に議案書 25 ページをお願いいたします。

議第 36 号「平成 30 年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告等に伴う人件費の増分 256 万 2 千円と、7 月の西日本豪雨災害に係る緊急消防援助隊活動費 116 万円及び無人航空機ドローン災害出動契約に委託料 13 万円、合計 385 万 2 千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 385 万 2 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 7,399 万 7 千円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、必要に応じ所属長及び担当課長から詳細説明をさせますので、何卒慎重審議の上、適切にご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 4 これより「質疑」を行います。

議第 32 号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津事務局長

○番外（野津事務局長）

資料 2 議案に関する参考資料 1 ページ～

（1）給料表の改定

国においては平成 30 年度人事院勧告により、給料表の改定を平均改定率 0.2% の引き上げを行ったところでございます。国同様、行政職の給料表、医療職の給料表、消防職給料表を改めるものでございます。

（2）期末・勤勉手当の改定

勤勉手当につきましても国は 0.05 月引き上げを行ったところでございます。当広域連合におきましても国に準拠いたしまして当該条例の規定を改めるものでございます。

（3）宿日直手当の改定

宿日直手当の限度額におきましても国同様、基本 200 円を引き上げるものでございます。

（4）施行日

交付の日から施行し、給料表、勤勉手当の支給割合及び宿日直手当にかかる改

正は平成 30 年 4 月 1 日から、期末・勤勉手当支給割合の配分に係る改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしています。

2 ページ～3 ページは条例の新旧対照表

4 ページ～20 ページは給料表の新旧対照表です。

21 ページ～22 ページは平成 31 年 4 月 1 日施行分の期末・勤勉手当の支給割合を変更するものですのでご覧下さい。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第 32 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 32 号の質疑を終わります。

次に議第 33 号 「平成 30 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）」について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津事務局長

○番外(野津事務局長)

資料 1 予算に関する説明資料 4 ページ

歳出

給与条例の改正等に伴い各目、一般管理費、超高速船・フェリー管理費、仁万の里管理費の人件費を増額補正するものでございます。

一般管理費におきましては、職員が 2 月より産前休暇を取得する予定でござい
ます。代替臨時職員の人件費 2 ヶ月分を計上するものでございます。

また超高速船・フェリー管理費におきまして「隠岐航路振興協議会」を設置
するため 1 節 報酬、9 節 旅費を増額し、歳出補正額合計 1,089 千円の増額をお
願いするものでございます。

「隠岐航路振興協議会」の設置につきましては資料 2 議案に関する参考資料
24 ページ 協議会の設置要綱 参照

・隠岐航路振興協議会 委員

隠岐 4 カ町村長、隠岐支庁長、島根県地域振興部長、隠岐 4 カ町村議会議
長、隠岐汽船等 12 名

・隠岐航路振興協議会 幹事会

隠岐 4 カ町村副町村長、隠岐支庁県民局長、島根県地域振興部交通対策課
長、隠岐観光協会事務局長、隠岐広域連合常勤副広域連合長、隠岐汽船常務
取締役、業務部長他 10 名

今回補正の報酬及び旅費については、第7条に規定をしています。
構成町村の議会議長、隠岐地区選出の島根県議会議員等の6名に支給をしたい
と思っています。
今年度の会議は2回予定し予算計上したものです。

隠岐航路振興協議会の進め方(案) 27 ページ参照

幹事会・・・現状把握、分析等を行い問題点・課題等を抽出し、ビジョン、対策
案等を作成し、協議会にあげる。
協議会・・・合意形成をいただき隠岐航路の確保・維持、島民生活の向上等に係
る施策の実施に繋げるもの。

資料1 予算に関する説明書 2 ページ

歳入

分担金及び負担金は各目毎に構成団体負担金の増額補正をお願いしています。
7款 諸収入については仁万の里派遣職員人件費にかかる博愛負担分も増額し、
歳入補正合計1,089千円の増額をお願いするものです。

○議長(井尻 義教)

ただいま説明のありました議第33号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

○8番(池田 賢治)

隠岐航路振興協議会のことでお聞きしたい。

資料2 議案に関する参考資料 27 ページに表で協議会の右側に関係機関とし
て①から⑤があるが、協議会、幹事会のメンバーで関係機関が謳ってありながら、
協議会、幹事会メンバーを見るとほとんど行政関係の方だけが入っているように
見えるが、官民一体でやろうという中でなぜ行政機関だけが入ったのか聞きたい。

もう1点は、同じように隠岐空港の(利用)促進協議会の中でも官民一体として
やらなければいけないといいながら、協議会の会長は民間が入っているが、理事
会の会長は行政が入っていることに隠岐空港の件ではクレームが入っていたこ
ともあり、今回の件では行政だけになったことの経過をお聞きしたい。

○番外(川崎副広域連合長)

隠岐航路振興協議会についてなぜ行政関係者が多いかについては、基本的に隠
岐航路について絞って話をする必要があり、観光、商工関係に広げて地域の大き
な課題を抽出して議論をする会議ではございませんので、航路についてしっかり
話し合う協議会と位置づけておりますのでこういうメンバーになっています。

隠岐空港の利用促進協議会等につきましては、横の関係をもちたいと思ってお
り、今後協議会でいろんな方針が出された中で、例えば飛行機との接続はどの
のかという時には横の関係で調整をしながら進めていくということですので、広
い視点を入れて協議内容が抽象的になってもいけないという思いでこういった
メンバーで構成しています。

○3番（西尾 幸太郎）

協議会の設置要綱で年2回の定例会を考えていると書いてあるが、どのような時期に行うのか、また定例会の議論の内容をどのような形で情報発信していくのかも教えてほしい。

○番外（川崎副広域連合長）

今年度については1月末と3月中旬から下旬と考えていますが、平成31年度はまだスケジュールはしていませんが概ね春と秋には定例会として開催したいと考えております。

協議会は概ね2回としていますが、幹事会についてはいろんな調整、データを収集し分析する必要があると思いますので、回数は増えていくのかと予想しています。

池田議員の質問にも重複しますが、「協議会第5条4項に協議会は委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。」と記載されているので、観光の視点で協議を進めることがあればそういった関係者もお招きしてオブザーバーとして意見を聴取しながら議論を進めていきたいと考えています。

情報発信につきましては、広域連合では議会全員協議会で随時情報発信をしていきたいと思っております。

○3番（西尾 幸太郎）

広域連合議会での報告は勿論ですが、先ほど池田議員も言われたように官民のバランスが悪いかと思いますが、民間の方はこういう会議が行われても「情報が来ないから知らないよ」と言うようなことがおきないように、そういったところで「どういった話がされて、どういう協力をして欲しいとか、今後こういったことを考えていますよ」という情報を提供して行って、官民協力出来る体制を取っていただきたいと思いますが、その辺の考えは。

○番外（川崎副広域連合長）

承知いたしました。

現在評価委員会についても議事録をホームページ等に掲載して広く周知をしているところです。

この協議会につきましても議事録、要旨になるかは今後検討しますが、ホームページ等を用いて広く周知をしていきたいと考えますのでよろしくお願ひします。

○4番（中濱 堯介）

協議会で設置の趣旨で、「隠岐島民の生活に不可欠な航路の確保、維持について協議、調整、情報共有を行い・・・」云々と書いてあるが、広域連合がメンバーに入っているのであれば、超高速船とフェリーおきを中心とした話なのか、ダイヤ編成等も入ってくると思うが、この協議会の中でダイヤ編成等に影響のある立ち位置ですか。

○番外（川崎副広域連合長）

1月末に第1回目の会議を開く予定としており、協議の内容についてはその場で決めたいと思っています。現在ではダイヤについて検討するとは言えない状況です。フェリーおきと高速船に限った協議会ではございませんので、隠岐航路全体の内容を話していきたいと考えています。

1 回目の会議が終了しましたら直近で議会全員協議会がありますので、その時にはある程度の報告はできるかと思っておりますので、協議内容について報告出来ると思います。

○4番(中濱 堯介)

概ねわかりました。

せっかく立ち上げるので、隠岐汽船に影響力のある立ち位置を確保して欲しいと私は思います。

○9番(安部 大助)

第1条に「航路の確保、維持」とあるのはわかるが、その後に「地域住民の生活向上と経済振興に寄与する」とあるが、何を根拠に結果、効果があったのか、どう検証していくのかを聞きたい。

○番外(川崎副広域連合長)

数字をもって表すのは難しいと思っておりますが、隠岐島民の方が如何に使いやすい航路であるか、料金に関しても安い方がいいので可能かどうか、そういったことを検討していく。その上で経済振興が図られていくと理解しております。安部議員の質問に的確にお答えしているかわかりませんが、要は島民が使いやすい、気持ちよく使えるような隠岐航路であるべきと、そのような視点をおいて協議をしたいと考えています。

○9番(安部 大助)

何故この部分を聞いたかと言えば、私も隠岐空港の利用促進の方に何回か出席をさせていただき、協議会の設置目的が同じような地域振興、利用促進等ありますが、税金を使う以上どういった地域に効果があったのか、というのが忘れていたことがあったので質問させていただいた。その時に副連合長が言われたような経済効果がどの辺までいったのかというのは難しいということだった。

協議会を設置して設置目的がどれくらい達成されたのかを捉えながら進めていくべきだと思いますので今後検討していただきたい。

○番外(川崎副広域連合長)

安部議員のご指摘を胸に刻んで、最近ではPDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)サイクルを廻すと言われております。そういったPDCAを廻してしっかり検証して改善を図る努力もしていかないと目的が見失われ、結果が何にも表れない可能性もありますのでそういう仕組みを構築出来るよう協議会、幹事会の中でもそのことを含めて協議をしていきたいと思っております。

○議長(井尻 義教)

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

以上で議第33号の質疑を終わります。

次に議第34号 平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料1 予算に関する説明書 12 ページ

歳入歳出共に 193 千円を増額し、補正後の予算額を 3,468,502 千円とするもの。

歳出

一般管理費を 193 千円増額するもの。内容として給料、手当、共済費、負担金及び交付金を人事院勧告による給与改定及び標準報酬月額改定に伴う職員 7 名分の人件費を増額するものでございます。

歳入

負担金及び負担金を同額増額するものでございます。構成町村の内訳については説明欄のとおりでございます。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第 34 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 34 号の質疑を終わります。

次に議第 35 号 平成 30 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 齋賀総務課長

○番外（齋賀総務課長）

資料1 予算に関する説明書 21 ページ

病院事業費用 医業費用 給与費において他会計同様人事院勧告による給与条例の改正に伴い職員給与費を増額するものです。

給与、手当、法定福利費、退職給与費合計 5,400 千円の補正を予定しています。

病院事業費用総額で 3,121,967 千円とするものです。

増額部分の財源につきましては内部留保資金にて対応する予定としていますが、例年同様構成団体負担金の調整につきましては 2 月議会で補正予算を提出させていただき予定としています。

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第 35 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 35 号の質疑を終わります。

次に議第 36 号 平成 30 年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤田消防次長

○番外(藤田消防次長)

資料 1 予算に関する説明書 29 ページ

歳入歳出共に 3,852 千円の補正で総額を 673,997 千円とするものでございます。

歳出 31 ページ

給料、手当、共済費、負担金補助及び交付金は人事院勧告による給与改定に伴う増額補正です。

職員手当 794 千円、旅費 265 千円、需用費 25 千円、役務費 76 千円については、平成 30 年 7 月広島豪雨災害に伴う緊急消防援助隊活動に伴う活動費の増額です。

委託料 130 千円は、ドローンの災害出動委託協定に伴う増額で、歳出補正額合計で 3,852 千円とするものでございます。

歳入 30 ページ

負担金負担金で 2,692 千円を構成団体から人事院勧告による給与改定に伴うものと無人航空機ドローンの災害出動契約委託料として負担いただくものです。

諸収入 雑入として、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害に対する緊急消防援助隊活動費の国からの補助金 1,160 千円です。構成町村の負担金は説明欄の内訳のとおりでございます。

消防防災分野における無人航空機の災害出動協定について説明いたします。

資料 2 議案に関する参考資料 31 ページ 参照

経緯

平成 30 年第 3 回定例会で消防防災分野における無人航空機ドローンの活用についての一般質問があったことを契機に、災害時等の被災者の救助や二次災害を防ぐための情報収集には有効であると強く認識したことから災害時にドローンを活用できる体制の整備を検討する必要性が生じています。

方針

近年大規模地震災害や局地的な降雨に伴う水災害等数多くの自然災害が発生しています。消防業務の多様化等を踏まえ、隠岐広域連合消防本部でも消防防

災体制の充実強化が必要であり、あらゆる災害に迅速・的確に対応出来るように平成 31 年度に無人航空機を整備する予定であるが、平成 30 年度においては災害時の出動協定を締結し委託するものであります。

予算要求額 130 千円・・・64,800 円×2 回 H30 年 12 月補正

運用

適用範囲・・・隠岐広域連合消防本部管轄地域内における各種災害現場

整備計画

平成 31 年度・・・出動協定を締結しつつ本部配置用ドローン一式を購入。
職員研修を通じてドローン操縦者の育成を図る

平成 32 年度・・・操縦可能職員を通じて他の職員への研修を実施。島前地区分署用のドローンを購入し島前職員のドローン操縦者の育成を図る。

平成 33 年度・・・ドローン 2 機を島後管内と島前管内で運用

○議長（井尻 義教）

ただいま説明のありました議第 36 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○3 番（西尾 幸太郎）

今後ドローンを順次配備して平成 33 年度より本格運用ということですが、今年度は委託料 130 千円ですが、本格運用が始まった後も委託に関して考えているのか、いないのか。

○番外（藤田消防次長）

整備計画の中にも記載していますが、平成 33 年度からドローン 2 機を島後管内と島前管内で運用する予定でございます。委託はこの時点でしないと考えています。

○3 番（西尾 幸太郎）

通常の火災ですと配備されているドローンで対応出来ると思いますが、万が一、大規模災害が起こった場合は早急な調査対応が困難になるのではないかと思いますので、更に配備を増やせということではないですが、現実には土木系の建設会社はドローンを使って測量業務等を行っていますので、そういったところと災害協定を結んで平成 33 年度以降も万が一、大規模災害が起こった場合は協力しながら対応するというのも必要だと思いますし、そういった訓練も今後考えていかなければいけないと思いますが、訓練をどのように行うと考えているか聞かせて下さい。

○番外（藤田消防次長）

大規模災害の時には対応も出来ないことが考えられますので、そういう契約をしていこうと思います。訓練ですが 1 名 10 時間くらいを考えています。先の話ですが、研修として本署に 8 名、分署 4 名、海士 2 名、知夫 2 名、本部警防課 1 名の体制で計画を立てています。

○3 番（西尾 幸太郎）

職員の訓練に関してはキチンと出来ると思いますが、今年からの委託先との連携した訓練は行おうのかどうか。今回出動回数は2回とのことでの予算計上ですがそのあたりのことは話し合われていますでしょうか。

○番外(藤田消防次長)

整備計画の中に職員の研修旅費、研修受講費で松江のドローンの学校に研修に行かせ、その後職員間で行わせ、民間の方にも委託をしたいと考えております。

○3番(西尾 幸太郎)

再度確認させて貰いますが、今回委託する先と訓練を行う予定があるかどうかということですがどうですか。

○番外(藤田消防次長)

委託先とは協定書の中に訓練のことも入っていますのでご承知おき下さい。

○2番(並河 孝成)

以前ドローンを使って40数キロ離れたところへ品物を届け、帰りに落ちたという記事がありました。携帯電話も場所によって電波が届かないところもありますが、ドローンの電波関係は大丈夫か。消防で扱っているドローンで今まで事故はなかったのかお聞きしたい。

○番外(藤田消防次長)

ドローンもバッテリーで動いており、概ね30分程度の飛行時間です。最高速度が58km、GPSがついており、バッテリーが無くなりかけると自動的に戻ってくるようになっております。ドローンの事故については情報としては入ってきておりません。

○8番(池田 賢治)

ドローンが平成33年から稼働となれば、現在職員が70名いますが、ドローン専用でつくことになれば、人員の計画は立っていますか。

○番外(久永消防長)

現在の職員の中でも大規模な火災がない限り、普通の火災では応援要請がない限り本署の方でスタンバイされている職員もいます。その中から何名かを出してドローンの操縦に廻そうと思っておりますが、先ほど西尾議員が言われるように大規模災害になれば総動員になりますので、ドローンを飛ばすようにはなりませんので先ほど言ったように民間の業者に委託のお願いをして、災害の活動中の撮影については民間にお願いをする。災害が終わった後の調査等につきましては職員の方に持っていきたい。専用の職員が配属出来れば一番いいのですが、県内で運用している消防本部でも専用の職員は配置していませんのでそこまで望めないと考えているのが現状でございます。

○8番(池田 賢治)

予算の歳入の諸収入で1,160千円緊急消防援助隊活動費負担金が入っていますが、国の補助金と報告がありましたが、この中には職員の時間外も含まれていると理解してよろしいか。

○番外(藤田消防次長)

そのとおりでございます。先ほど説明したとおり緊急援助隊に関するものはすべて入っています。

○1番(松新 俊典)

ドローンの運用で隠岐広域連合消防本部管轄地域内とあり、委託は2回とあるが島前で適用することがあるか。大規模災害が起きた場合は船が動かないことも考えられるので、島後と島前の人に委託をすればいいと思うがいかがですか。

○番外(藤田消防次長)

2回の事案ですがこれは島前も含めて考えています。また島前管内でドローンを使える業者を把握していませんのでこれから考えていきたいと思っています。

○1番(松新 俊典)

計画でも島前が最後となっていますので、その間にいろんな問題があったときには対応をキチンとしていただきたいと思います。

○議長(井尻 義教)

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第36号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

日程第5 これより「討論」を行います。

議第32号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてから議第36号「平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの5案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終ります。

日程第6. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

議第32号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第32号は、原案のとおり可決されました。

次に議第33号「平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)」から議第36号「平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)」までの4案

件を一括して採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
(「起立全員」)

起立「全員」であります。
よって 議第 33 号から議第 36 号までの 4 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。
会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 15時40分)

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ、平成 30 年度各会計補正予算案の 5 議案を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、いよいよ本年も終わりとなるところでございますが 1 年間広域行政の推進にご指導、ご協力を賜りましたことに改めまして心から御礼申し上げます。

連合長就任以来 2 年を終え、折り返しの 2 年を迎えます。医療関係のマンパワー不足、介護関係、隠岐航路の対策を始め山積された課題は多くありますが、隠岐島民の福祉向上のため改めまして議員各位と更なる連携を図り取り組んでまいり所存でございますので引き続きお力添えをお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、ご健勝にて、ご家族の皆様、地域の皆様、おそろいの上、穏やかな新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉会の御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(井尻 義教)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議を頂き、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本年も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれましては、健康に十分留意され、つつがなく新年を迎えますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、平成 30 年第 2 回 隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 15時43分)

以上会議の次第は、議会事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成30年 月 日

隠岐広域連合議会議長 _____

隠岐広域連合議会議員 _____

隠岐広域連合議会議員 _____